

修士課程 再入学受付可否一覧

修士課程再入学申請の要件

「正当な理由により退学を許可された者が、早稲田大学学則（1949年4月1日示達）第45条または同大学院学則（1976年教務達第1号）第37条の規定により再入学を願い出たときは、退学した学年の翌学年から起算して、次の学年度までの間に限り学期のはじめにおいて

これを許可することができる。

一 学部 7年度まで

二 大学院修士課程 4年度まで

三 大学院専門職学位課程（法科大学院を除く。） 4年度まで

四 大学院博士後期課程および法科大学院 5年度まで

年度・学期/退学年月日	2017/4/1～ 2018/3/31	2018/4/1～ 2019/3/31	2019/4/1～ 2020/3/31	2020/4/1～ 2021/3/31	2021/4/1～ 2022/3/31	2022/4/1～ 2023/3/31
2017年度春学期	—	—	—	—	—	—
2017年度秋学期	—	—	—	—	—	—
2018年度春学期	○	—	—	—	—	—
2018年度秋学期	○	—	—	—	—	—
2019年度春学期	○	○	—	—	—	—
2019年度秋学期	○	○	—	—	—	—
2020年度春学期	○	○	○	—	—	—
2020年度秋学期	○	○	○	—	—	—
2021年度春学期	○	○	○	○	—	—
2021年度秋学期	●	○	○	○	—	—
2022年度春学期	×	○	○	○	○	—
2022年度秋学期	×	●	○	○	○	—
2023年度春学期	×	×	○	○	○	○
2023年度秋学期	×	×	●	○	○	○
2024年度春学期	×	×	×	○	○	○
2024年度秋学期	×	×	×	●	○	○
2025年度春学期	×	×	×	×	○	○
2025年度秋学期	×	×	×	×	●	○
2026年度春学期	×	×	×	×	×	○
2026年度秋学期	×	×	×	×	×	●
2027年度春学期	×	×	×	×	×	×
2027年度秋学期	×	×	×	×	×	×

・上記表の記号説明

○再入学（学籍状態が在学となること）が可能

×再入学不可

●再入学（学籍状態が在学となること）が可能な最終学期

この学期が始まるまでに再入学の申請をし、許可を受けることが必要である。

※再入学にあたっての注意事項

・再入学の申請は以下の日までに申請してください。

秋学期に再入学を希望する場合 : 4月末日

翌年春学期に再入学を希望する場合 : 11月末日

・再入学後、残りの在学可能年数で修了可能なことが再入学の条件となります。